

## 江別市青少年善行賞表彰要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、社会貢献事業、社会福祉事業、イベント事業、非行防止運動等の推進において、模範となるボランティア活動を継続的に行う青少年（団体等を含む）に対して、江別市青少年善行賞（以下「善行賞」という）を定めて顕彰し、青少年の健全育成活動の活性化と促進を図ることを目的とする。

### (善行賞)

第2条 会長は、青少年が個人、グループ及び団体で市内において模範となり、また概ね3年以上の善行活動をしているものに贈る。ただし、善行活動が顕著な場合は、3年未満であっても贈ることができる

2 前項の規程に関わらず、表彰を受けるべき者又は団体等が、この要綱により既に同一の善行で表彰を受けている時は、表彰しない。ただし、前回の表彰から3年を経過した時は、この限りではない。

### (推 薦)

第3条 善行賞は、教育機関及び所属する機関の場合はその所属長の推薦とし、個人及びグループの場合は、自薦、他薦を問わない。

### (受賞者の決定)

第4条 善行賞は、総務部会で選考し、常任理事会で決定する。

### (表 彰)

第5条 善行賞の表彰については、その年の会計年度内に行なうものとする。ただし、事情によっては臨時にこれを行なうことができる。

2 善行賞は、賞状等を贈る。

### 附 則

この要綱は、平成2年9月5日から施行する。

### 附 則（平成17年6月3日）

この要綱は、平成17年6月3日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 29 日）

この要綱は、平成 26 年 5 月 29 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 26 日）

この要綱は、平成 28 年 5 月 26 日から施行する。